

内閣参質一八二第二号

平成二十五年一月十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 平田健二殿

参議院議員田村智子君提出国民年金保険料の追納の周知及び申込みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員田村智子君提出国民年金保険料の追納の周知及び申込みに関する質問に対する答弁書

一 及び二について

障害年金を受給していることにより国民年金保険料の納付が免除された者（以下「法定免除該当者」という。）については、国民年金保険料を追納しても障害年金を選択する限り将来受け取る年金の額に影響しない一方、障害の程度が軽快し障害年金が支給停止となると追納の有無により将来受け取る老齢年金の額に多寡が生じることから、政府としては、法定免除該当者から国民年金保険料の追納に関する相談があつた場合には、国民年金保険料を追納することによる将来の老齢年金の増加額や障害の程度が軽快する見込み等、個別の事情を踏まえた丁寧な対応を行うことが重要であると考えている。

また、厚生労働省としては、「国民年金保険料の追納勧奨について」（平成十七年七月二十九日付け庁保険発第七百二十九の二号社会保険庁運営部年金保険課長通知）により、法定免除該当者に対しては国民年金保険料の追納に係る勧奨状を送付しない取扱いとすることを示しているところであるが、年金事務所にこの取扱いを再度周知するよう、日本年金機構に対して指導してまいりたい。

三について

障害年金を受給している者については、法定免除該当者が国民年金保険料を追納する場合と同様に、国民年金保険料を後納しても障害年金を選択する限り将来受け取る年金の額に影響しない一方、障害の程度が軽快し障害年金が支給停止となると後納の有無により将来受け取る老齢年金の額に多寡が生じることが、政府としては、障害年金を受給している者から国民年金保険料の後納に関する相談があつた場合には、個別の事情を踏まえた丁寧な対応を行いうことが重要であると考えており、年金事務所等に対し、日本年金機構が配布している「後納制度に関するQ & A」において障害年金を受給している者から相談があつた場合の対応を示すとともに、日本年金機構のホームページに障害年金を受給している者が国民年金保険料を後納する際の留意点を掲載している。